

最高裁秘書第1756号

令和4年6月9日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



司法行政文書不開示通知書

令和4年2月2日付け（同月4日受付、第030949号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

刑事判決書起案の手引の最新版

2 開示しないこととした理由

1の文書として、「平成19年版 刑事判決書起案の手引」が考えられるところ、この文書は、行政機関情報公開法第2条第2項ただし書第1号にいう行政文書から除外される書籍に相当し、司法行政文書開示手続の対象とはならない。

担当課 秘書課（文書室） 電話03（4233）5240（直通）